

未払賃金立替払事務実施費

厚生労働省 労働基準局監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

未払賃金立替払事業

令和5年度予算額 114.1億円 (220.8億円) うち補助金額101.7億円 (208.1億円)

※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

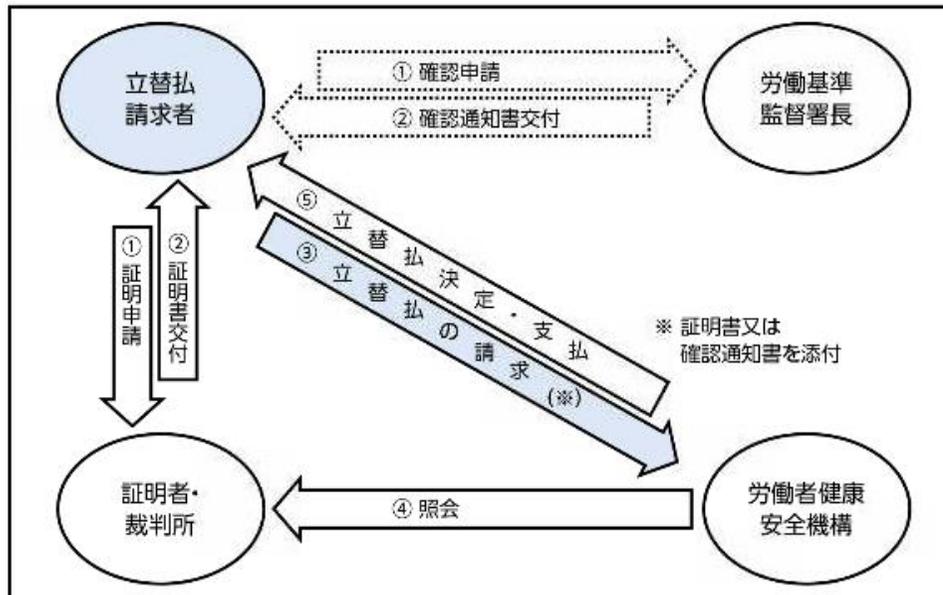
未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、労働者の請求に基づき、未払賃金の一定範囲のものを政府が事業主に代わって支払う制度であり、労働者とその家族の生活のセーフティネットとして定着。

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、円安等による原材料、輸送コスト等の高騰により倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が増えることが想定される中、セーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施はより一層求められるところとなる。

このような状況を踏まえ、立替払の原資を確保するとともに、引き続き、立替払迅速化のための対策を推進し、労働者とその家族の生活不安の早期解消を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業スキーム】



実施主体

独立行政法人労働者健康安全機構

【事業概要】

- 企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対し未払賃金の一部を立替払する制度

【立替払の対象となる賃金】

- 退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金

【立替払の額】

- 未払賃金総額の8割（限度あり）

【求償について】

- 立替払を行った場合、労働者健康安全機構が賃金債権を代位取得し、事業主に対して求償する。事業主が賃金支払義務を免れるものではない。

【賃金不払等への対応】

- 労働基準法第24条は事業主の賃金支払義務を規定しており、法違反が認められた場合には指導を行う。改善が図られないなど重大・悪質な場合には送検する場合がある。
- 不正受給の場合には詐欺罪として刑事告発を行うほか、立替払された金額の返還及びそれに相当する金額の納付を命じることになる。

未払賃金立替払事業の現状

- ① 未払賃金立替払事業の支給実績（立替払額）は、令和3年度においては全て前年同月を下回った。
このことは、新型コロナウイルス関連倒産や解雇などを防止するため、低金利融資、各種補助金・助成金の支給などの政策的支援が実施されたことにより、倒産件数が低水準であったことの影響と考えられる。
- ② しかしながら、令和4年度に入り、こうした各種支援策の廃止などの影響に加え、人件費高騰、円安等による原材料、輸送コスト等の高騰により、倒産件数は増加傾向にあり、未払賃金立替払の支給実績も同様である。
- ③ 令和5年度においてもこの傾向は続くものと考えており、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者の増加が懸念される。本事業がセーフティネットとして機能するためには、仮に今後立替払額が増加したとしても、必要な予算の確保を含め、本事業を確実・迅速に実施できるようにすることが一層求められる。

【月別の支給実績等】

年・月	倒産件数 (件)	立替払額 (億円)	支給者数 (人)	企業数 (件)	年・月	倒産件数 (件)	立替払額 (億円)		支給者数 (人)	企業数 (件)	年・月	倒産件数 (件)	立替払額 (億円)		支給者数 (人)	企業数 (件)
							前年同月 比 (%)						前年同月 比 (%)			
令和2年4月	743	9.4	2,525	240	令和3年4月	477	3.5	38	1,117	78	令和4年4月	486	3.9	109	950	117
令和2年5月	314	6.6	2,035	123	令和3年5月	472	2.4	36	820	74	令和4年5月	524	3.0	125	857	79
令和2年6月	780	8.3	2,685	199	令和3年6月	541	3.0	37	961	70	令和4年6月	546	3.1	103	917	111
令和2年7月	789	11.8	4,256	244	令和3年7月	476	2.8	24	906	72	令和4年7月	494	3.7	134	1,113	82
令和2年8月	667	6.6	2,075	157	令和3年8月	466	2.5	37	732	86	令和4年8月	492	4.4	179	1,390	127
令和2年9月	565	10.0	2,056	184	令和3年9月	505	2.6	26	692	55	令和4年9月	599	3.4	128	878	87
令和2年10月	624	6.3	1,711	157	令和3年10月	525	3.7	58	833	68	令和4年10月	596	2.8	77	647	82
令和2年11月	569	4.6	1,318	109	令和3年11月	510	2.3	49	614	68	令和4年11月	581	5.6	246	1,712	159
令和2年12月	558	7.3	1,532	110	令和3年12月	504	4.3	59	761	70	令和4年12月	606	4.0	93	976	86
令和3年1月	474	5.2	1,260	77	令和4年1月	452	4.0	76	889	76	令和5年1月	570	6.6	168	1,968	142
令和3年2月	446	2.9	1,050	81	令和4年2月	459	1.9	65	584	77	令和5年2月	577	3.0	157	1,035	89
令和3年3月	634	4.8	1,181	110	令和4年3月	593	4.0	70	651	78	令和5年3月	809	4.9	145	1,760	124
合計	7,163	84.1	23,684	1,791	合計	5,980	36.4	43	9,560	872	合計	6,880	48.6	133	14,203	1,285

倒産件数（出所：東京商工リサーチ）
立替払額（億円）、支給者数（人）、企業数（件）
（出所：独立行政法人労働者健康安全機構）

※立替払額の各月の金額は四捨五入しているため
合計額と合致しない。
※「前年同月比」は立替払額の前年同月比

論点と見直しの方向性

論点

(1) 原材料等の高騰などにより倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が今後増加することが想定される中、労働者やその家族の生活を支えるセーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施が一層求められることとなる。立替金の早期支払のため、事業の運営方法を見直し、より効率的な方策を検討すべきではないか（現在、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間についての目標値を「平均20日以内」としている。）。

【受付日から支払日までの期間（実績）】

年度	成果実績（日）	目標値（日）	達成度（%）
令和2年度	14.4	20	128
令和3年度	14.6	20	127
令和4年度	14.7	20	126.5

(2) 制度の不知により制度利用できない方がいるのではないかな。

見直しの方向性

(1) 立替払の迅速化と利便性の向上

セーフティネットである立替払がより迅速に行われるようにするとともに、請求に当たって利便性の向上を図るため、①オンライン化の推進、②関係機関との連携強化を行う。

(2) 制度の周知について

更なる制度周知を図るため、周知方法の充実や周知先の拡大を図る。

論点（１）への対応

論点：原材料等の高騰などにより倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が今後増加することが想定される中、労働者やその家族の生活を支えるセーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施が一層求められることとなる。立替金の早期支払のため、事業の運営方法を見直し、より効率的な方策を検討すべきではないか。

見直しの方向性：セーフティネットである立替払がより迅速に行われるようにするとともに、請求に当たって利便性の向上を図るため、①オンライン化の推進、②関係機関との連携強化を行う。

1. オンライン化の推進

(現状)

- 立替払請求者から労働者健康安全機構（機構）への請求は、紙ベースで行われており、郵送に係る費用・時間を要する。また、請求書には、請求者が氏名、住所、請求金額、振込先口座番号などの情報を記入することになっている。
- 請求・支払は機構のシステムで管理しているところ、請求に係る情報は、機構の職員がシステムに手入力する必要がある。また、この情報には誤記入も少なからず認められ、確認に時間を要する。
- 「事実上の倒産」の場合は、労働基準監督署（署）がそのことを認定し、認定通知書を機構に郵送している。認定に係る情報は、機構の職員がシステムに手入力する必要がある。

(見直し後)

- 立替払請求者からの請求をオンライン（電子申請）化することにより、郵送に係る費用・時間を削減する。また、マイナポータルから公金受取口座情報等を取得できるようにする。これにより、請求者が当該情報を入力する手間を省ける。
- 請求に係る情報を機構の職員がシステムに手入力する手間も省ける。また、機構の職員が誤記入の確認・補正等をする必要もなくなる。
- 「事実上の倒産」の場合は、署が署のシステムに入力した認定に係る情報が、機構のシステムにも共有されるよう、システム間連携を図る。これにより、郵送に係る費用・時間を削減する。認定に係る情報を機構の職員がシステムに手入力する手間も省ける。

論点（１）への対応

論点：原材料等の高騰などにより倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が今後増加することが想定される中、労働者やその家族の生活を支えるセーフティネットとしての本制度の確実・迅速な実施が一層求められることとなる。立替金の早期支払のため、事業の運営方法を見直し、より効率的な方策を検討すべきではないか。

見直しの方向性：セーフティネットである立替払がより迅速に行われるようにするとともに、請求に当たって利便性の向上を図るため、①オンライン化の推進、②関係機関との連携強化を行う。

２．関係機関との連携強化

（現状）

- ・ 法律上の倒産の際に破産管財人等の証明が適正に行われるよう、都道府県弁護士会等の主催による未払賃金立替払制度に関する研修会を実施している（令和４年度は６回実施。対象者は計２４９名）。研修会では、証明に当たっての留意事項を説明するとともに、具体的事例の紹介を行っている。
- ・ 地方裁判所に赴き、同制度の運営状況について説明を行うとともに、同制度の円滑な運営について協力を依頼している（令和４年度は３か所で実施。対象者は裁判官計５名、書記官計２７名）。
- ・ 機構内部の業務打合会を定期的を開催し、職員の情報共有と審査能力の向上を図っている（令和４年度は９回開催）。

（見直し後）

- ・ 立替払の確実な実施と更なる迅速化を図るため、弁護士会等の主催による研修会や地方裁判所への協力要請の充実に向けた働きかけを行う。
- ・ また、機構職員への研修についても、実施回数や研修内容の見直しを行い、更なる審査能力の向上を行うことで、より確実・迅速な処理を図る。

論点（２）への対応

論点：制度の不知により制度利用できない方がいるのではないか。

見直しの方向性：更なる制度周知を図るため、周知方法の充実や周知先の拡大を図る。

周知方法の充実・周知先の拡大

（現状）

- ・ 機構において、制度概要や請求書の提出先、相談コーナーの案内等をまとめたリーフレットを作成し、裁判所や関係機関に配布している。
- ・ 機構ホームページに、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」を設定し、請求者等からの質問に24時間対応している。
- ・ なお、未払賃金立替払制度については、賃金未払いに係る相談が労働基準監督署にあった際に、署から併せて説明することが多い。相談者が同制度を知らない場合には、署が丁寧に説明を行っている。

（見直し後）

- ・ リーフレット等の印刷媒体のほか、SNS、動画配信などの手法により、広く制度の周知を行う。労働基準監督署における関係機関との立替払制度の周知に関する連携の好事例を収集し、水平展開を行う。弁護士会等の関係機関に対しても、周知について更なる協力要請を行う。
- ・ 相談内容のカテゴリや傾向を分析して、チャットボットに反映し、精度の向上を図る。これにより、請求者等に対し、よりの確かつ分かりやすく制度を理解いただくことが可能となる。

(参考1) 未払賃金立替払制度の概要①

- 企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対し未払賃金の一部を立替払する制度（根拠法：賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号））
- 独立行政法人労働者健康安全機構が支払等の業務を実施

1 要件

(1) 事業主に係る要件

- ① 労災保険の適用事業の事業主、かつ、1年以上事業を実施
- ② 倒産したこと
 - ア 法律上の倒産
破産手続開始の決定（破産法）、特別清算手続開始の命令（会社法）、再生手続開始の決定（民事再生法）、更生手続開始の決定（会社更生法）
 - イ 事実上の倒産（※中小企業事業主のみ）
事業活動停止、再開見込みなし、賃金支払能力なし（労働基準監督署長の認定）
 - ※ 中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう
 - ・資本金の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、以下の業種以外の業種
 - ・資本金の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業
 - ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下のサービス業
 - ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業

(2) 労働者に係る要件

- ① 破産手続開始等の申立て（事実上の倒産の認定申請）の6か月前の日から2年間に退職
- ② 未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には、破産管財人等が証明（事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認）
- ③ 破産手続開始の決定等（事実上の倒産の認定）の日の翌日から2年以内に立替払請求

2 立替払の対象となる賃金

退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金（定期給与と退職金（ボーナスは含まず。）。ただし、総額2万円未満のときは対象外。）

(参考1) 未払賃金立替払制度の概要②

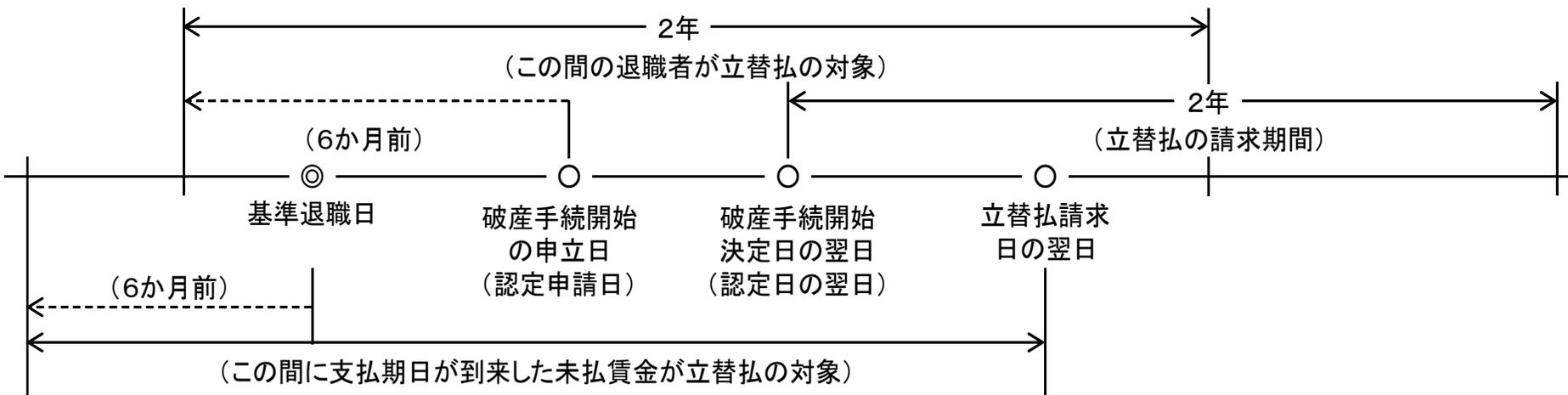
3 立替払の額

未払賃金総額の8割（限度あり）

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円 (370万円×0.8)
30歳以上45歳未満	220万円	176万円 (220万円×0.8)
30歳未満	110万円	88万円 (110万円×0.8)

例) 退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額160万円
 退職日に35歳で未払賃金が300万円の場合は、立替払額176万円

(対象期間等)



(参考1) 未払賃金立替払制度の概要③

4 不正受給が行われた場合

偽りその他不正の行為により立替払金を得た場合や、事業主が不正に加担し偽りの報告又は証明をしたため立替払金が支払われた場合には、それらの行為により立替払金を得た者及びそれに加担した者に対して詐欺罪として刑事告発を行うこととなります。

また、偽りその他不正の行為により立替払金を得た者や、それに加担した事業主については、国から、立替払された金額の返還及びそれに相当する金額の納付（いわゆる倍返し）が命じられることとなります。

5 立替払金の求償

1 求償権の行使

立替払を行ったときは、機構は、民法第499条の規定により、立替払金に相当する金額について立替払を受けた労働者の賃金請求権を代位取得します。

機構は、国の債権の管理等に関する法律に準じ代位取得した賃金債権により、事業主等に対して求償を行います。

具体的には、法律上の倒産の場合は、破産管財人等に対して、当月内に立替払した分をまとめて翌月上旬に代位取得及び支払内容を通知し、破産管財人等から賃金債権の裁判所への届出の回答を受け取った後、翌月末までに破産債権届出書又は破産債権名義変更届出書を裁判所へ提出します。事実上の倒産の場合は、事業主に対して、当月内に立替払した分をまとめて翌月上旬に支払内容を通知するとともに、賃金債務の弁済を請求します。**機構から立替払があったからといって、事業主は賃金支払義務を免れるものではありません。**

2 立替払金の充当について

立替払金の充当の順位は、民法第488条及び機構業務方法書により、退職手当に充当し次に定期賃金に充当します。その際、定期賃金に弁済期が異なるものがあるときは、それぞれ弁済期が到来した順序に従い充当します。

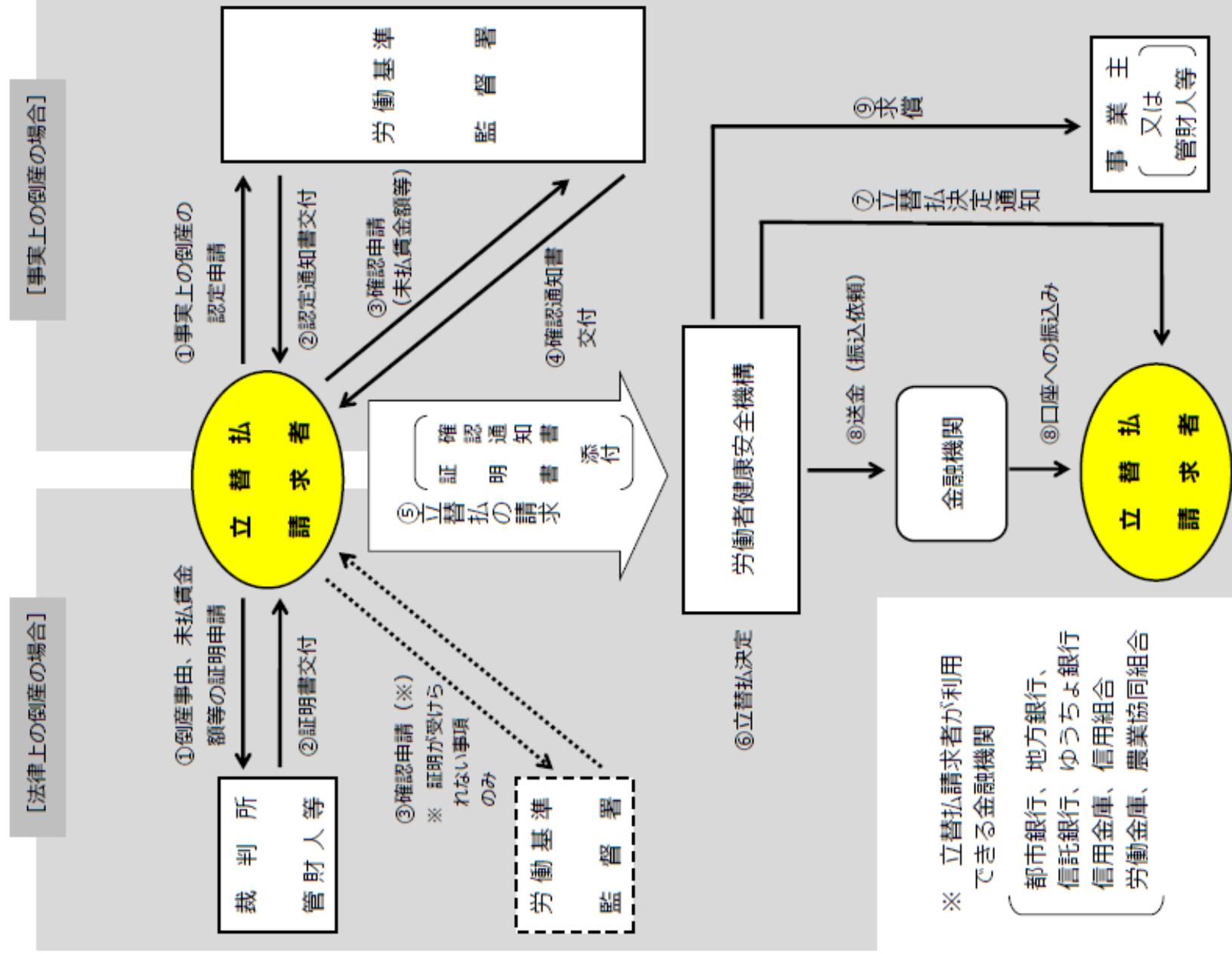
なお、破産手続においては、機構の立替払金は、弁済期が同じ債権については、労働者の賃金請求権と同一の性質を有するため、実務上、財団債権部分と優先的破産債権部分の比率に応じて按分する取扱いとしています。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収金額（百万円）	2,179	1,825	2,415	2,037	1,328

出所：独立行政法人労働者健康安全機構

(参考2) 立替払手続の流れ

立替払手続の流れ



(参考3) 立替払事業の事業主の要件

労働保険の社会復帰促進等事業の一環として行われている

第1要件

労働保険の適用事業の事業主であること

(賃確法第7条)

労災保険に加入している暫定任意適用事業の事業主

請負事業の一括の適用事業は「その適用がない」ものとした場合における事業の事業主

第2要件

1年以上の期間にわたり事業を行っていたこと

(賃確法第7条)

(賃確則第7条)

第3要件

一定の倒産事由に該当することとなったこと

(賃確法第7条)

破産手続開始の決定があったこと

(賃確法第7条)

特別精算開始の命令を受けたこと

(賃確令第2条)

再生手続開始の決定があったこと

(賃確令第2条)

更生手続開始の決定があったこと

(賃確令第2条)

事実上の倒産の状態になったことについて労働基準監督署長の認定があったこと

(賃確令第2条)

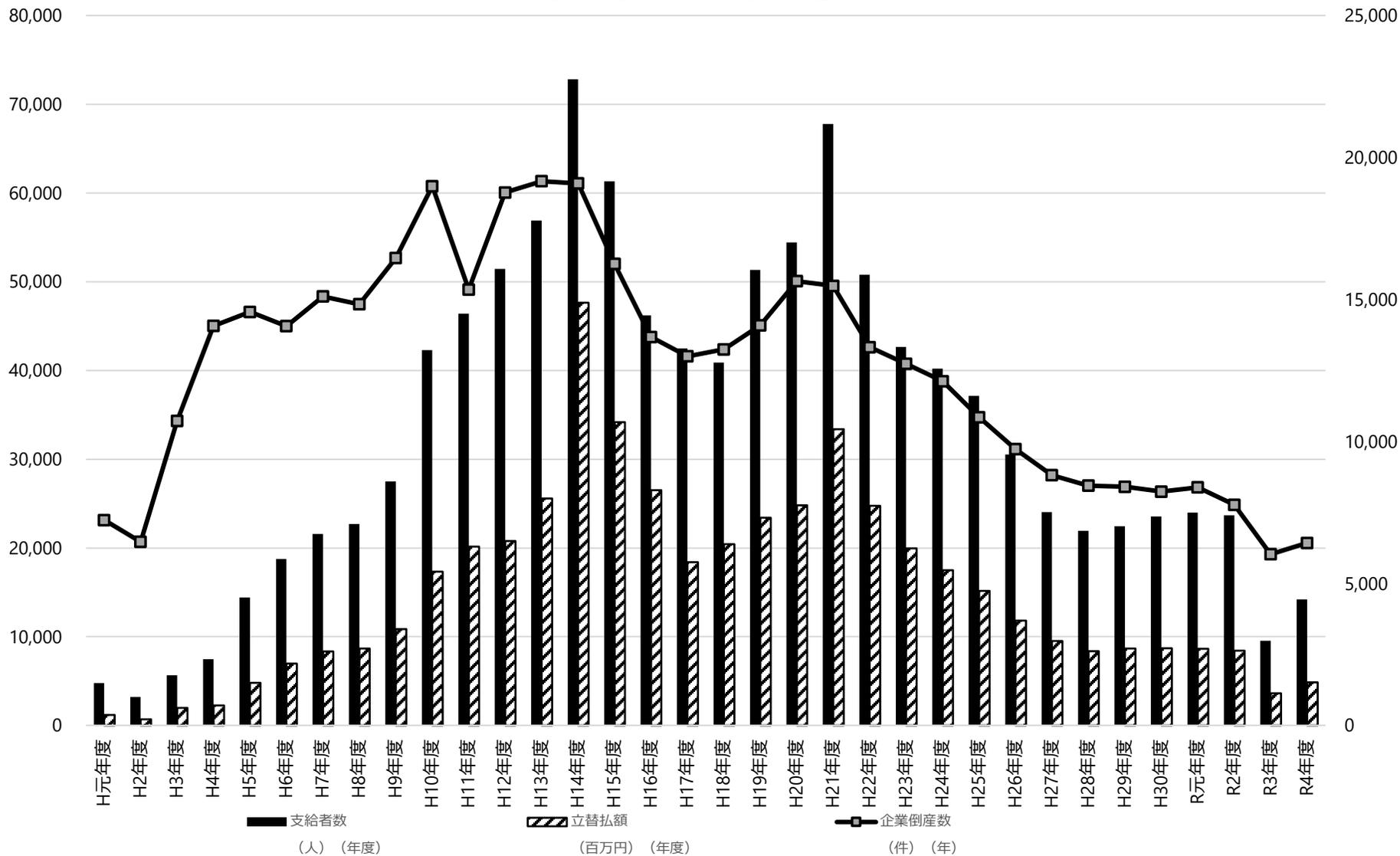
(賃確則第8条)

(参考4) 景気動向と立替払の比較

支給者数 (人) (出所: 独立行政法人労働者健康安全機構)
立替払額 (百万円) (出所: 独立行政法人労働者健康安全機構)

企業倒産件数 (出所: 東京商工リサーチ)

景気動向と立替払の比較



(参考5) 未払賃金の立替払事業の実施状況

出所：独立行政法人労働者健康安全機構

年度	企業数（件）	支給件数（件）	立替払額 （百万円）	未払賃金立替払事務実施 費当初予算額 （百万円）	未払賃金立替払事務実 施費執行額 （百万円）
平成30年度	2,134	23,554	8,696	7,126	7,093
令和元年度	1,991	23,992	8,638	7,019	7,331
令和2年度	1,791	23,684	8,411	7,921	10,262
令和3年度	872	9,560	3,642	22,188	3,025
令和4年度	1,285	14,203	4,856	22,082	5,545

令和元年度 予備費等：345百万円
令和2年度 補正予算：2,709百万円

(参考6) 参照条文①

○賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)の事業主(厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。)が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。)があるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百七十四条第二項から第四項までの規定にかかわらず、当該労働者(厚生労働省令で定める者にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。)の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

第八条 偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十七条及び第四十一条の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。

4 政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。 ）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

第九条 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

(参考6) 参照条文②

○賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百六十九号）

第二条 法第七条の政令で定める事由は、次に掲げる事由(第四号に掲げる事由にあつては、中小企業事業主に係るものに限る。)とする。

- 一 特別清算開始の命令を受けたこと。
- 二 再生手続開始の決定があつたこと。
- 三 更生手続開始の決定があつたこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業主(法第七条の事業主をいう。以下同じ。)が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になつたことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業(同条の事業をいう。以下同じ。)を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があつたこと。

○賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）

第七条 法第七条の厚生労働省令で定める期間は、一年とする。

第八条 令第二条第一項第四号の厚生労働省令で定める状態は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする。

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 (略) ※社会復帰促進事業
- 二 (略) ※被災労働者等援護事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業 ※安全衛生確保等事業

② (略)

③ 政府は、第一項の社会復帰促進等事業のうち、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第一百七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康安全機構に行わせるものとする。

(参考6) 参照条文③

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のものでも支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

○独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

六 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第三章に規定する事業（同法第八条に規定する業務を除く。）を実施すること。

七～九 （略）